

◎新潟県告示第314号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成23年新潟県告示第287号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

公布者名（例：新潟県知事 花 角 英 世）

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
関川上流（一之橋より上流）	生物A	ア	関川上流（一之橋より上流）	生物A	ア
関川中流（一之橋から渋江川合流点まで）	生物A	ア	関川中流（一之橋から渋江川合流点まで）	生物A	ア
関川下流（渋江川合流点より下流）	生物B	ア	関川下流（渋江川合流点より下流）	生物B	ア
渋江川上流（ <u>県道西野谷二本木停車場線との交点</u> より上流）	生物A	ア	渋江川上流（ <u>大川橋</u> より上流）	生物A	ア
渋江川下流（ <u>県道西野谷二本木停車場線との交点</u> から関川合流点まで）	生物A	ア	渋江川下流（ <u>大川橋</u> から関川合流点まで）	生物A	ア
矢代川上流（瀬渡橋より上流）	生物A	ア	矢代川上流（瀬渡橋より上流）	生物A	ア
矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	生物A	ア	矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	生物A	ア
保倉川上流（保倉川橋より上流）	生物A	ア	保倉川上流（保倉川橋より上流）	生物A	ア
保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	生物B	ア	保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	生物B	ア
保倉川下流（飯田川合流点より下流）	生物B	ア	保倉川下流（飯田川合流点より下流）	生物B	ア
飯田川上流（川浦橋より上流）	生物A	ア	飯田川上流（川浦橋より上流）	生物A	ア
飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	生物B	ア	飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	生物B	ア